令和８年 11 月 11 日

吸 収 分 割 公 告

株主および債権者各位

大阪市北区梅田一丁目 13 番１号
東 洋 紡 株 式 会 社
代表取締役 竹内 郁夫

当社（甲）は、令和８年９月 25 日開催の取締役会において、令和９年４月１日を効力発生日として、甲の完全子会社である東洋紡せんい株式会社（乙、本店所在地 大阪市北区梅田一丁目 13 番１号）の中東向け特化生地など、甲の庄川工場で生産する製品の販売事業を承継することといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第 796 条第２項、乙は会社法第 784 条第１項に基づき株主総会の決議を経ずにこの会社分割を決定しております。

記

１．会社法第 796 条第３項の規定に基づき、この吸収分割に反対の株主は、本公告掲載の日から２週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。

２．この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１ヶ月以内にお申し出ください。

３．甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）
金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）
https://toyobo-tex.co.jp/announcement/

以上